

## 関連資料

### 1. 嘉麻市子ども・子育て支援会議条例等

#### 嘉麻市子ども・子育て支援会議条例

平成 25 年 6 月 26 日

条例第 20 号

(設置)

第 1 条 嘉麻市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況等を調査し、及び審議するため、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、嘉麻市子ども・子育て支援会議(以下「支援会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 支援会議は、市長の諮問等に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務に関する事項
- (2) その他子ども・子育て支援に関する施策に関し、市長が特に必要と認める事項

(組織)

第 3 条 支援会議は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 1 人以内
- (2) 子育て支援関係団体代表者 1 人以内
- (3) 子育て支援事業従事者 3 人以内
- (4) 関係行政機関職員 1 人以内
- (5) 子どもの保護者のうち公募による者 4 人以内
- (6) その他市長が必要と認める者 2 人以内

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が、委嘱されたとき又は任命されたときの当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

- 第5条 支援会議に、会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
  - 3 会長は、会務を総理し、支援会議を代表する。
  - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

- 第6条 支援会議の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

- 第7条 この条例の施行に関し、支援会議の運営に必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(嘉麻市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正、嘉麻市子ども・子育て支援会議条例の一部改正、嘉麻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討協議会条例の一部改正、嘉麻市障害者施策推進協議会条例の一部改正、嘉麻市健康づくり推進協議会条例の一部改正、嘉麻市学力向上推進プロジェクト協議会の一部改正、嘉麻市社会教育委員条例の一部改正及び嘉麻市青少年問題協議会条例の一部改正に係る経過措置)
- 2 それぞれの条例における組織構成に関する改正規定は、この条例施行の際現に協議会等の委員である者の任期終了日後から適用する。

## 嘉麻市子ども・子育て支援会議条例施行規則

平成 30 年 6 月 26 日

規則第 43 号

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、嘉麻市子ども・子育て支援会議条例(平成 25 年嘉麻市条例第 20 号)第 7 条の規定に基づき、嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規程(平成 22 年嘉麻市告示第 131 号)に定めるもののほか、嘉麻市子ども・子育て支援会議(以下「支援会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (会議)

- 第 2 条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
  - 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
  - 5 会長及び副会長にともに事故があるとき又はともに欠けたときは、市長が会議を招集する。

### (招集通知)

第 3 条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議開催の日時、場所及び付議事件を委員に通知しなければならない。

### (関係者の出席等)

第 4 条 支援会議は、必要に応じ関係者及び専門的知識を有する者等に会議への出席及び資料提出等の協力を依頼することができる。

### (委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、支援会議の運営に関し、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

### (嘉麻市子ども・子育て支援会議条例施行規則の廃止)

- 2 嘉麻市子ども・子育て支援会議条例施行規則(平成 25 年嘉麻市規則第 28 号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

### (経過措置)

- 3 この規則の施行前旧規則によってした行為は、この規則によるものとみなす。

## 2. 嘉麻市子ども・子育て支援会議委員名簿

(敬称略)

	区分	所属	役職	氏名
1	子どもの保護者	公 募	—	イサヤマ クニコ 諫山 公仁子
2		公 募	—	コンドウ ユキエ 近藤 幸恵
3		公 募	—	サカモト コ 坂本 かな子
4		公 募	—	ハルグチ カオル 春口 香
5	子育て支援団体	嘉穂っ子キッズクラブ	—	ハラダ ルミコ 原田 留美子
6	子育て支援事業従事者	栄保育園（私立）	園 長	ミゾグチ シゲノリ 溝口 栄仙
7		稲築幼稚園（私立）	園 長	タカキ ムユウ 高城 無憂
8		鴨生保育所（公立）	所 長	タシロ マユミ 田代 真弓
9	学 識 経 験 者	近畿大学九州短期大学保育科	准 教 授	タルミ ナオキ 垂見 直樹
10	関係行政機関	飯塚公共職業安定所	次 長	ハシモト ヤスシ 橋本 泰司
11	その他必要と認めるもの	嘉麻市民生委員児童委員協議会	主任児童委員	アカマ ヒデト 赤間 秀人
12		嘉麻市教育委員会	教育長職務代理者	トヨフク ヒトミ 豊福 眸子

令和元年9月24日現在

### 3. 嘉麻市子ども・子育て支援会議審議経過

回	期 日	内 容
第1回	平成30年12月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状交付、会長・副会長選出</li> <li>・第二期嘉麻市子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査実施要領について</li> <li>・「嘉麻市子育てに関するアンケート調査」調査票の検討について</li> </ul>
第2回	平成31年3月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「嘉麻市子育てに関するアンケート調査」調査結果の報告について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>
第3回	令和元年7月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後のスケジュールについて</li> <li>・統計データからみる嘉麻市の現状について</li> </ul>
第4回	令和元年9月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・保育の年度別見込量及び提供体制確保の方針について</li> <li>・事業計画における「見込み量」と「確保策」について</li> <li>・第2期 嘉麻市子ども子育て支援事業計画について</li> </ul>
第5回	令和元年11月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嘉麻市子ども・子育て支援事業計画（素案）について</li> </ul>
第6回	令和元年12月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嘉麻市子ども・子育て支援事業計画（素案）について</li> </ul>
第7回	令和2年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント結果報告</li> <li>・嘉麻市子ども・子育て支援事業計画（素案）の修正等について</li> <li>・嘉麻市子ども・子育て支援事業計画（最終案）の答申書（案）について</li> </ul>
答 申	令和2年3月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二期嘉麻市子ども・子育て支援事業計画（案）の答申</li> </ul>